

正確な情報で的確な行動を!

災害時には、避難準備情報・避難勧告・避難指示や避難所の開設状況などの重要な情報を市から発信しています。情報を収集し、落ち着いて早めの行動を心掛けましょう。

情報入手手段は?

情報の入手には次のような手段があります。複数の手段を準備しておき、確実に情報を受け取れるようにしておきましょう。

①テレビ、ラジオ、インターネット

②防災行政無線関係

(屋外拡声子局スピーカー、戸別受信機、防災ラジオ)

③とばメール

…登録制の市の情報配信サービス



こちらのQRコードから空メールを送信し、折り返し届くメールから登録手続きをしてください。

④緊急速報メール(エリアメール)

…各種携帯会社の対応機種を持つ人で、市内にいれば、登録不要、無料で情報を受け取ることができます。

⑤市ホームページ

⑥行政チャンネルとば

…ケーブルテレビ(デジタル123ch)で、市の情報を放送するサービス

総務課防災危機管理室



☎ 25 1118

一人一人が備えてこい!
防災力UP!鳥羽

vol.30



台風18号のとき、避難勧告などの情報を得られましたか?

9月9日に鳥羽市に最接近した台風18号の影響による大雨では、市内各所で被害が発生しました。このときに、市では、河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まったとして避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令しました。これらの避難情報はみなさんが避難行動をとる上で非常に重要です。

避難勧告などは、防災行政無線の放送の他にも、とばメール、緊急速報メール(エリアメール)、市ホームページ、行政チャンネルとばなど、さまざまな手段を使ってみなさんにお知らせしています。またテレビなどの報道機関からも情報発信されます。



安楽島小6年 柴山ひなた



鳥羽東中1年 里中せれな

昭和23年12月10日の第3回国際連合総会にて「世界人権宣言」が採択され、12月10日が、「人権デー」と定められました。日本でも昭和24年から毎年12月4日〜10日を「人権週間」とし、啓発活動を行っています。

【人権擁護委員の紹介】
人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。人権相談をはじめ、さまざまな地域で啓発活動を行っています。毎月第3火曜日

昭和23年12月10日の第3回国際連合総会にて「世界人権宣言」が採択され、12月10日が、「人権デー」と定められました。日本でも昭和24年から毎年12月4日〜10日を「人権週間」とし、啓発活動を行っています。

人権作品展特選作品紹介
身近にある人権について考えてもらうために、市内の小中学生から人権作品の募集を行いました。

小学生115点、中学生68点の応募があり、審査の結果次の2点が特選となりました。

応募された全ての作品は、鳥羽ショッピングプラザハロー2階・催事場に12月13日(日)まで展示しています。

「ご存知ですか? 人権週間」



市民課人権・生活係 ☎ 25 1411

の午後1時30分から人権擁護委員による人権相談を開設しています。いじめや職場でのハラスメントなどでお悩みのかたは、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は守られます。

人権擁護委員 山本英子・久保正・小中ちよう・上井千春・濱田博文・大山紀子・木下雅博(敬称略)